

## 多重債務問題改善プログラムの平成 21 年度及び平成 22 年度における改正貸金業法の完全施行までの取組みについて

多重債務問題改善プログラムの内容	実施状況
<p>2. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化</p>	
<p><b>(2) 地方自治体による取組み</b></p> <p>② 地方自治体内の連携</p> <p>地方自治体が、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題も含めて総合的に問題を解決する機能を効果的に発揮する観点から、例えば、生活保護を担当する福祉事務所、家庭内暴力・児童虐待、公営住宅料金徴収の担当部署等で、多重債務者を発見した場合、相談窓口 に直接連絡して誘導するといった取組みを行うなど、それぞれの地方自治体内において、各部局間の連携を進めるよう要請する</p> <p>③ 市町村における相談窓口における対応の充実</p> <p>相談窓口における対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて専門機関（弁護士・司法書士、医療機関等）に紹介・誘導するといったプロセスをとることが望ましい</p> <p>ただし、全ての市町村に一律の対応を求めるのではなく、比較的対応能力が認められる自治体に対して、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する</p> <p>すなわち、</p> <p>イ 相談窓口が整備されている市町村（多重債務問題に対して、消費生活</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、法テラス】</p> <p>○全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとするため、昨年度に引き続き、平成 21 年 9 月から 12 月末までの期間において「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施。全国各地で多重債務者向けの無料相談会を実施</p> <p>また、都道府県に対し、多重債務者相談強化キャンペーンの実施状況についてアンケート調査を行い、結果を金融庁HPにて公表</p> <p><b>&lt;多重債務者相談強化キャンペーンに関するアンケート結果の概要&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全都道府県合計の相談件数：5,084 件（平成 20 年度：6,393 件）</li> <li>・全都道府県の無料相談会開催実績：延べ約 1500 回（平成 20 年度：約 600 回）</li> </ul> <p>【消費者庁、金融庁、総務省】</p> <p>○全国の財務局等（財務支局、沖縄総合事務局を含む）及び地方自治体における多重債務相談の状況を把握するため、財務局等、都道府県、市区町村に対し、平成 21 年度の相談状況に関するアンケート調査を実施し、結果を金融庁HPにて公表</p> <p><b>&lt;多重債務相談の状況に関するアンケート結果の概要（平成 22 年 3 月末時点）&gt;</b></p>

センター又は消費者問題の相談窓口を常設し、かつ多重債務問題も扱う消費者相談の専任者を置いて対応している市町村)

ロ イに該当する市町村以外の、消費生活センターを設置している市、又は、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市においては、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を要請する

ハ これ以外の市町村においては、多重債務者を発見した場合には、都道府県など他の自治体やカウンセリング主体への適切な紹介・誘導を行うよう要請する

#### ④ 都道府県における取組み

自治体の相談体制・内容の充実にあたっては、国とともに、都道府県に大きな役割が期待される具体的には、各都道府県に以下を要請する

- ・ 消費生活センター等の自らの相談窓口において、丁寧な事情の聴取や具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実を行うこと
- ・ 十分な相談対応のできない市町村の住民に対して相談を行う補完的役割を担うこと
- ・ 例えば、各市町村からの照会に対応するホットラインを設けるなど、市町村からの照会・相談に応じることまた、必要に応じて財務局など国の機関に照会等を行うこと
- ・ 市町村が専門機関と円滑な連携ができるように、弁護士・司法書士、関係団体のネットワークの構築等を支援・指導すること

- ・ 全ての都道府県が常設の多重債務者向けの相談窓口を設置済
- ・ 1,626 市区町村（全体の約 91%）で、相談窓口（臨時窓口を含む）を設置済（平成 21 年 3 月時点：1,618（全体の約 90%））
- ・ 財務局等、都道府県、市区町村の平成 21 年度の相談件数  
財務局等： 9,531 件  
都道府県： 35,897 件  
市区町村： 75,344 件  
合計： 120,772 件
- ・ 全都道府県の「多重債務者対策本部（又は協議会）」の開催実績：延べ 89 回
- ・ 各部署間での多重債務問題に関する連携体制の構築状況  
都道府県：45 都道府県で構築済（平成 21 年 3 月時点：47 都道府県）  
市区町村：743 市区町村で構築済（平成 21 年 3 月時点：704 市区町村）
- ・ 全都道府県、全市区町村の相談員の数  
全都道府県合計：794 人（平成 21 年 3 月時点：817 人）  
全市区町村合計：5,112 人（平成 21 年 3 月時点：4,314 人）

### <平成 22 年度における改正貸金業法の完全施行までの取組>

【金融庁、消費者庁、法務省、関係省庁】

○金融庁、消費者庁の副大臣、大臣政務官及び法務省の大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し（21 年 11 月 13 日）、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施のために講ずべき施策として取りまとめた「借り手の目線に立った 10 の方策」において、「8. 多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」を柱の一つとして位置付け（22 年 4 月 2 日）。

そうした観点から、各都道府県において、都道府県庁の関係部署、都道府県警察、域内の弁護士会・司法書士会、多重債務者支援団体、その他関係団体で、「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、都道府県内の多重債務者対策推進のために必要な協議を行うこと

その中で、特に、都道府県が弁護士会・司法書士会に対して、多重債務問題に積極的に取り組んでいる弁護士・司法書士のリストアップを求めると

⑤ 各自治体は、相談窓口について自治体の広報などを通じて、周知に努めるよう要請する

⑥ また、各自治体は、自治体の相談員等の研修に際して、各地の弁護士会・司法書士会を十分活用するよう要請する

【金融庁】

○多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日本弁護士連合会等に対して、「連携の強化」を要請（22年4月30日）

【消費者庁】

○全国の消費生活センターにおける多重債務相談の状況を調査

	22年5月	22年6月（6月20日まで）
相談件数	5,309件	4,188件
提出割合（※）	70.5%	68.9%

（平成22年10月12日時点までの集計結果）

（注1）本調査は、全国の消費生活センター（窓口）のうち一定の条件（週4日以上開所、P I O - N E T 設置）に該当するもの549ヶ所に任意で月ごとに提出を依頼し、回答のあったセンターの相談件数を集計したもの

（注2）（※）提出割合とは、提出のあった消費生活センターの数を549で割ったもの

【金融庁、消費者庁】

○都道府県及び市区町村の消費生活センターの相談員の参考となるよう、金融庁作成の「カシキンQ & A」を全国の消費生活センターに送付

【金融庁】

○各財務局等において、全都道府県の相談員等を対象とした改正貸金業法の内容に係る説明会を全国12カ所にて開催（平成22年5月～6月）

○各財務局と都道府県とが共同で、市区町村の多重債務相談員を対象とした説明会を開

	<p>催（全財務局合計で 50 回開催）</p> <p>【財務局、都道府県、各多重債務関連機関】</p> <p>○「あなたは大丈夫？キャンペーン」期間中、各地域において、多重債務者対策協議会等を開催し、改正貸金業法の完全施行を踏まえ、適切な相談窓口への相談者の誘導等について、関係機関の連携を強化</p> <p>【都道府県、金融庁、消費者庁、財務局、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会法テラス、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会、全国の商工会議所、商工会】</p> <p>○「あなたは大丈夫キャンペーン」において、各都道府県において、改正貸金業法及び多重債務に関する無料相談会を実施（5～8月で延べ 874 回開催）</p>
<p><b>(3) 国による取組み</b></p> <p>① 国の機関における相談体制の強化、相談内容の充実</p> <p>財務局など国の機関において、相談体制の強化、相談内容の充実を図り、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じて他の専門機関（弁護士・司法書士・医療機関等）に紹介・誘導するとともに、当該相談窓口の周知に努める（金融庁その他関係省庁）</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【金融庁、財務省】</p> <p>○平成 20 年 4 月から、各財務（支）局、沖縄総合事務局において多重債務者向けの相談窓口を設置（相談受付は 4 月 7 日から開始相談員は合計 43 名）財務局等の平成 21 年度の相談件数は 9,531 件</p> <p>○金融庁（金融サービス利用者相談室）に寄せられる貸金業等に関する相談件数を調査 平成 21 年度：6,023 件</p> <p>【消費者庁、国民生活センター】</p>

<p>② 自治体における取組みのバックアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体における取組みが円滑に進むよう、先行的な取組みを行っている地域の例も参考にして、相談マニュアル（具体的な事例に沿って平易で実践的なマニュアルとする）を作成する（金融庁）</li> <li>・国民生活センターなどにおいて相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す（内閣府、金融庁その他関係省庁）</li> <li>・各自治体の相談担当者相互間の情報交流を促す（金融庁その他関係省庁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民生活センターに直接寄せられた多重債務に関する相談 60 件及び消費者ホットラインを通して国民生活センターの土日祝日相談に寄せられた多重債務に関する相談 45 件に対し、「多重債務者相談マニュアル」に基づき、相談内容の充実を図り、必要に応じて他の専門機関（弁護士会等）を紹介</li> <li>○国民生活センター主催の地方公共団体の行政職員及び消費生活相談員等を対象とした研修において多重債務問題を取り上げ（9 回開催）、622 名が参加</li> <li>○国民生活センターに寄せられた多重債務に関する経由相談（全国の消費生活センターから国民生活センターに寄せられた相談）207 件に対応</li> <li>○国民生活センターホームページの「多重債務の相談窓口コーナー」（平成 20 年度新設）に、各機関の相談窓口や自治体が開催する相談会等の情報を掲載</li> </ul> <p>&lt; 多重債務相談に関する相談件数の推移 &gt;</p> <p>平成 16 年度 56,924 件、平成 17 年度 63,901 件、平成 18 年度 80,080 件、平成 19 年度 90,097 件、平成 20 年度 95,159 件、平成 21 年度 77,803 件</p> <p>※ 平成 22 年 8 月末日までに、全国の消費生活センター等から PIO-NET へ登録された相談件数</p> <p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活コンサルタント養成講座において、金融庁職員が講師として貸金業法及び多重債務者対策の講義を実施、平成 21 年度は延べ 81 名が参加</li> <li>○多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日本弁護士連合会等に対して、「連携の強化」を要請（22 年 4 月 30 日）【再掲】</li> </ul>
---	--

**<平成 22 年度における完全施行までの取組み>**

**【金融庁、日本貸金業協会】**

○金融庁（金融サービス利用者相談室）に寄せられる貸金業等に関する相談件数を調査

22 年 4 月	22 年 5 月	22 年 6 月	(22 年 7 月)	(22 年 8 月)
584 件	1,033 件	1,205 件	(715 件)	(605 件)

○日本貸金業協会に寄せられる相談・苦情の件数を調査

22 年 4 月	22 年 5 月	22 年 6 月	(22 年 7 月)	(22 年 8 月)
3,974 件	3,758 件	4,561 件	(3,626 件)	(3,528 件)

**【金融庁】**

○各財務局の多重債務相談員の参考となるよう、金融庁作成の「カシキンQ & A」を各財務局に送付

○消費コンサルタント養成講座に、講師として金融庁職員を派遣し、改正貸金業法についての説明を実施（平成 22 年 6 月 9 日）

○国民生活センターの実施する、全国の消費生活センターの消費者行政研修において、講師として金融庁職員を派遣し、改正貸金業法についての説明を実施（平成 22 年 6 月 9 日）

**【金融庁、経済産業省】**

○「あなたは大丈夫キャンペーン」において、財務局が、商工会議所、商工会等と連携し、多重債務者向け無料相談会を実施（5～8 月で延べ 12 回開催）

**【金融庁、財務局、経済産業省、経済産業局、都道府県、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会】**

	<p>○事業者向けへの相談にも応じ、さらにその体制を強化するため、経済産業局、都道府県及び中小企業団体の職員・経営相談員及び一般事業者向け説明会を実施</p>
<p><b>(4) 日本司法支援センター（法テラス）による取組み</b></p> <p>① 法テラスについては、その存在と業務内容を国民に周知するための広報活動を強化するほか、他機関との連携を強化し、カウンセリング主体に関する情報を集約することにより、適切に他機関の紹介を行える体制を整備するさらに、職員に対する多重債務問題についての研修を充実させる（法務省）</p> <p>② また、法テラスの民事法律扶助業務については、その適切な活用を促進するため、周知活動を一層充実させるとともに、体制の整備強化や手続きの迅速化を図り、同業務の利用者が扶助を受けるために長期間待たなければならない状態が生じないよう適切な運用を図る（法務省）</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【法務省、法テラス】</p> <p>○全国におけるテレビ CM の放映を 2 回実施（いずれの放映月もそれまでの月間問い合わせ件数の最高記録を更新）</p> <p>○全国紙での新聞広告掲載を実施（掲載月はその前月の月間問い合わせ件数を上回った）</p> <p>○全国約 60 の鉄道会社の駅施設等にポスターを掲出</p> <p>○時機をとらえた記者発表を展開し、記事掲載・テレビ報道による広報効果を図った（リリース 7 回→報道 19 件）</p> <p>○政府広報（ラジオ）を通じて法テラスの PR を以下のとおり実施（8/29 放送「中山秀征の Beautiful Japan（FM 東京系列）」（※放送した翌週のコールセンターの受電件数は前週比 2.5%増）</p> <p>○リーフレット「多重債務問題 Q &amp; A」を作成し、自治体等の関係機関の相談窓口へ配布（平成 22 年 3 月）</p> <p>○各地の地方事務所において、地方自治体主催の多重債務者対策協議会に参加し、法テラスの業務についての説明等を行ったほか、地方自治体や消費生活センター、民生委員等を対象に業務説明会等を開催（全国 33 地方事務所において計 92 回の説明会を開催）</p> <p>○全国の地方事務所ごとに、法テラス業務を周知するとともに、地域の実情に応じた業務運営を図ることを目的として、管内地域における地方自治体等の関係機関によって</p>

	<p>構成される地方協議会を開催している平成 21 年度においては、多重債務問題等をテーマに、全国で 86 回開催</p> <p>○コールセンターのオペレーターや地方事務所窓口担当者を対象とした研修を計 31 回実施し、制度の周知を図るとともに対応能力の向上に努めた</p> <p>【法務省、法テラス】</p> <p>○平成 21 年度は、コールセンターと地方事務所を合計して約 65 万件の情報提供を実施（うち約 23%が金銭の借入れ関係）</p> <p>○平成 21 年度は、緊急経済対策において、「日本司法支援センターにおける労働問題等の解決に向けた民事法律扶助事業の迅速な実施」として、補正予算約 25 億円が措置され、その結果、代理援助と書類作成援助を合計して約 108,000 件の援助を実施（うち約 73%が多重債務事件）</p> <p>○「多重債務者相談強化キャンペーン」の共催とともに、地方自治体相談窓口担当者を対象とした民事法律扶助利用ガイドを作成し、金融庁を通じて全都道府県へ配布</p> <p>○平成 21 年度も引き続き、法律相談援助の予約空き状況、予約待ち日数等を全国の地方事務所のホームページに掲載するとともに、法律相談援助の要件確認体験ページの掲載を行うなど、民事法律扶助に関するホームページ上の情報サービスの充実を図った</p> <p>○法テラスの事務所がない地域等における司法サービスへのアクセス向上を目的とし、地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所とし、法律相談担当者を巡回させる「巡回相談」を平成 21 年度は全国 49 ヶ所で実施。また、法テラスの常勤弁護士を司法過疎地域事務所を含む各地に配置（平成 21 年度末までに 200 名配置）</p>
--	--

	<p><b>&lt;平成 22 年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【法務省、法テラス】</p> <p>○金融庁、消費者庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会とともに「あなたは大丈夫？キャンペーン」（平成 22 年 5 月 1 日～12 月 31 日）を共催【再掲】</p> <p>○平成 22 年度は、平成 21 年度を上回る援助件数に対応できる体制整備に努める</p> <p>○平成 22 年度から生活保護受給者の自己破産事件の予納金について立替えの対象とする</p> <p>○平成 21 年度に引き続き、全国の地方事務所における予約空き状況、予約待ち日数等を掲載するなど、民事法律扶助に関するホームページ上での情報サービスの充実を図る</p> <p>【金融庁】</p> <p>○多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日本弁護士連合会等に対して、「連携の強化」を要請（22 年 4 月 30 日）【再掲】</p>
<p><b><u>(5) 関係業界による取組み</u></b></p> <p>① 関係業界として、借り手の立場に立って適切な役割を果たす観点から、カウンセリング体制を整備し、多重債務者への相談が幅広く行き渡るよう、財団法人日本クレジットカウンセリング協会について、現在全国 3 箇所の拠点を、少なくとも各ブロック単位（全国 11 箇所）での拠点設置に向けて早急に取り組むよう要請する</p> <p>あわせて、同協会の相談窓口の周知に努める（金融庁、経済産業省）</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会】</p> <p>○財団法人日本クレジットカウンセリング協会に対し、カウンセリング体制の整備を要請。同協会は、平成 21 年度に 3 支部を設置し、全国 8 支部としている</p> <p>○同協会では、協会の業務内容の周知と多重債務者対策のノウハウを提供するため、東京都、福岡県、愛知県、宮城県、広島県、新潟県、静岡県、神奈川県等が開催した多重債務者対策協議会等に出席</p>

<p>② また、改正貸金業法を受けて、貸金業者が多重債務状態に陥った利用者を発見した場合に、適切にカウンセリング主体への紹介・誘導に努めるよう指導監督を行う（金融庁）</p>	<p>&lt;相談実績（平成 21 年度）&gt;  協会処理件数：4,192 件 うち、カウンセリング受付件数：1,785 件</p> <p>【金融庁】</p> <p>○日本貸金業協会の「自主規制基本規則」において、協会の加入業者は相談及び助言並びに助力のための社内態勢整備に努める旨を規定（19年度より実施）</p> <p>○同協会の「苦情処理及び相談に関する規則」において、協会の加入業者は資金需要者等からの相談の申し出を受けた際に、必要に応じて、協会が指定するカウンセリング団体（日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会、日本司法支援センター、消費生活センター）、若しくは、協会の相談センターを案内しなければならない旨を規定（19年度より実施）</p> <p>【21年度における実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会相談センターにおける相談対応件数：48,138件</li> <li>・協会が指定するカウンセリング機関への紹介件数：3,445件</li> </ul> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①日本クレジットカウンセリング協会：606件</li> <li>②弁護士会・司法書士会：1,409件</li> <li>③日本司法支援センター：1,182件</li> <li>④消費生活センター：248件</li> </ul> <p>○協会の加入業者における上記態勢の整備状況については、同協会の監査等による指導監督を実施するとともに、同協会の非加入業者に対しても、法令等に基づき監督当局が同協会の自主規制基本規則等を考慮した監督を実施（19年度より実施）</p>
---	---

	<p><b>&lt;平成 22 年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【日本貸金業協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本貸金業協会が設置している「苦情・相談受付窓口」の広告を、全国167版（地域）のタウンページに掲載（通年）</li> <li>○相談センター案内リーフレットを18,000部配布（4月～8月）</li> <li>○協会ホームページにおいて相談センターに寄せられた悪質事業者情報を掲載（毎月）</li> <li>○大学、消費者センター等からの要請に基づき、金融に係る基礎知識、多重債務防止、金融被害防止等をテーマに講師派遣を実施（4月～9月までに20箇所を実施し、引き続き開催予定）</li> </ul>
<p><b><u>(6) 弁護士・司法書士等による取組み</u></b></p> <p>① 相談者にとって弁護士・司法書士事務所を利用しやすくするよう、地方自治体の相談窓口やその他のカウンセリング主体において事実関係の整理等を丁寧に行った上で、弁護士・司法書士に紹介・誘導することにより、弁護士・司法書士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるような体制構築が各地域において行われることを、弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請する</p> <p>② 弁護士会、司法書士会においては、各弁護士・司法書士の相談サービスの質を確保するよう努めるとともに、弁護士・司法書士が少ない地域には出張相談を実施したり、利用した場合の標準的な費用の公表等を検討するよう要請する</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本弁護士連合会において、以下のような取組みを実施したものと承知しており、その自主的な取組みを的確に見守ってきている <ul style="list-style-type: none"> <li>① 多重債務シンポジウム「多重債務者の生活再建を実現する」を開催（平成 21 年 5 月 12 日）</li> <li>② 「多重債務相談に関する全国協議会」を開催（平成 21 年 7 月 25 日）</li> <li>③ 同連合会、多重債務者対策本部、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センターの共催により「多重債務者相談強化キャンペーン（平成 21 年 9 月 1 日～12 月 31 日）」を実施し、各弁護士会・各司法書士会と各自治体が共同で、多重債務者向けの無料相談会を実施</li> <li>④ 債務整理事件処理の適正化に関する取組みとして、「債務整理事件処理に関する指針」を策定（平成 21 年 7 月 17 日・平成 22 年 3 月 18 日改正）し、その徹底を図っている</li> </ul> </li> </ul>

	<p>○ 日本司法書士会連合会において以下の取組を実施</p> <p>①第 71 回日司連定時総会において「改正貸金業法の早期完全施行を求める決議」を採択</p> <p>②多重債務者対策本部及び日本弁護士連合会と連携し、日司連及び単位会で「多重債務者相談強化キャンペーン（平成 21 年 9 月 1 日～12 月 31 日）」を実施</p> <p>③10 月 1 日「法の日」に全国一斉の無料法律相談会を実施</p> <p>○ 司法書士のとるべき執務姿勢を示すために、日司連において以下の取組を実施</p> <p>① 平成 21 年 12 月に、多重債務状態に陥っている依頼者の債務整理や生活再建のために、法律専門家として司法書士のとるべき執務姿勢を示すために、「債務整理事件の処理に関する指針」を策定し、日司連のホームページにおいて公表</p> <p><b>&lt;平成 22 年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【法務省、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会】</p> <p>○あなたは大丈夫？キャンペーン期間中、全国の弁護士会、司法書士会において、改正貸金業法及び多重債務に係る無料相談会を実施【再掲】</p> <p>【金融庁】</p> <p>○多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日本弁護士連合会等に対して、「連携の強化」を要請（22 年 4 月 30 日）【再掲】</p>
<p><b><u>(7) 上記以外の取組み</u></b></p> <p>① 相談窓口の存在を多重債務者に周知するため、国や自治体の広報を活用すると同時に、貸金業者の広告や店頭での相談窓口の連絡先の案内な</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【金融庁ほか関係省庁】</p> <p>○平成 21 年度における多重債務者対策の広報活動として、以下を実施</p>

<p>ど、貸金業の利用者にとって最も身近な局面でも周知されるよう工夫する（金融庁）</p> <p>② 近年、いわゆる学生ローンを利用する大学生が増え、大学生においても多重債務状態に陥る者が増えているとの指摘を踏まえ、各大学に対して、学生やその家族を対象にした学生の借金に関する相談に適切に対応するよう、要請する（文部科学省）</p> <p>③ 多重債務に陥り、自己破産や債務整理等を行なった者については、再び多重債務に陥らないように、例えば、債務整理等を担当した弁護士や相談員等が、事後的なフォローアップを行うよう、弁護士会・司法書士会、各地方自治体等に要請する</p>	<p>①政府広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府広報テレビ番組の放送（平成 21 年 4 月） 「ご存じですか～くらしナビ最前線～」</li> <li>・ 政府広報ラジオ番組の放送（平成 21 年 4 月） 「中山秀征の Beautiful Japan」</li> <li>・ 政府広報テレビ番組の放送（平成 21 年 9 月） 「中西哲生の Just Japan」</li> <li>・ 政府広報インターネットテレビの放送（平成 21 年 12 月～） 「多重債務…解決への第一歩は相談窓口へ」</li> <li>・ 政府広報新聞突出広告の実施（平成 21 年 12 月）</li> </ul> <p>②アクセス FSA への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について（平成 21 年 4 月）</li> <li>・ 「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告の公表について（平成 21 年 9 月）</li> </ul> <p>③多重債務者相談強化キャンペーン 2009 に係る広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「多重債務者相談強化キャンペーン 2009 広報ポスター」を以下の配布先に計 50,000 枚配布（平成 21 年 8 月）</li> </ul>
---	--

全国の都道府県・市区町村、財務局等（沖縄総合事務局を含む）、警察（警視庁及び各道府県警察本部）、公共職業安定所（ハローワーク）、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）、国民生活センター、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫）、日本貸金業協会、消費者金融各社（大手4社）、全国クレサラ被害者連絡協議会（被害者の会）

・コンビニエンスストア（ローソン、セブンイレブン）ATM への広告掲出（平成 21 年 9 月～12 月）

#### ④財務局等によるリーフレット配布

・全国の財務局等（沖縄総合事務局を含む）では、各局が独自に相談窓口を周知するためのリーフレットを作成。約 67 万枚（各局合計）を、全国の地方自治体、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、金融機関、郵便局、公共施設（公民館、図書館、病院等）等に配布

#### ⑤金融庁ウェブサイトでの情報提供

・改正貸金業法に関する各種情報、リーフレット「安易に借金をしてはいけません」、ヤミ金の手口に関する情報等を掲載しているほか、登録貸金業者情報検索サービスを提供

#### ⑥都道府県、市区町村等へのポスター・リーフレットの提供

・地域における多重債務相談の取組みを支援する観点から、金融庁が作成したポスター・リーフレットを都道府県、市区町村等に提供

	<p>【文部科学省】</p> <p>○学生指導業務に従事する職員等を対象とした関係諸会議（平成 21 年度実績：20 回）において、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容（各大学・短期大学・高等専門学校に対し、新入生を含めた全ての学生に対する消費者被害防止のための取組の充実を要請）を周知</p> <p>＜平成 22 年度における完全施行までの取組み＞</p> <p>【金融庁、消費者庁、都道府県、財務局、法テラス、弁護士会、司法書士会、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会】</p> <p>○「あなたは大丈夫？キャンペーン」における広報の実施</p> <p>① 金融庁ウェブサイトにて改正貸金業法の特集サイトを開設し、各共催団体や協力団体・企業の協力を得て、各共催団体・協力団体・企業のウェブサイトに特集サイトへのリンクを掲載</p> <p>② 貸金業法改正についてのポスター・リーフレット、ポケットティッシュを作成し、各共催団体、都道府県、市区町村、金融機関、貸金業者、ハローワーク等において掲示、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県、貸金業協会、銀行等にリーフレット約 105 万部、ポスター約 9 万部発送各財務局においては、主要駅、路線バス内、地元スーパーなどに配布</li> <li>・各財務局、財務支局、沖縄総合事務所に計 14 万個送付。各財務局等においては、地域の主要都市、JR 駅等周辺にて配布</li> <li>・新橋駅前にて 1000 個のティッシュを配布（金融庁、消費者庁）</li> </ul> <p>③ 政府広報等も活用し、新聞広告、インターネットを利用した広報を実施</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年 5 月 17 日～7 月 04 日 yahoo ニュースのトピックスの下に、一行程度の広告を掲載（金融庁ウェブサイトへ誘導）。延べ 11. 8 万回表示（内、約 1700 回誘導）</li> <li>・平成 22 年 5 月 17 日～23 日 asahi ニュースのトピックスの下に、一行程度の広告を掲載（金融庁ウェブサイトへ誘導）</li> <li>・平成 22 年 5 月 21 日～23 日 「中山秀征の JAPAN RHYTHM～ジャパリズム～」において、改正貸金業法の完全施行についての副大臣インタビューを放送</li> <li>・平成 22 年 5 月 24 日～30 日 携帯電話向け政府広報ウェブページにおいて、改正貸金業法の完全施行についての広告を掲載</li> <li>・平成 22 年 5 月 17 日～23 日 改正貸金業法の完全施行についての新聞の突き出し広告（5.0cm×10.0cm 程度）主要 5 紙、地方紙 64 紙に掲載</li> <li>・平成 22 年 6 月 09 日～11 日、17 日 改正貸金業法の概要及び相談窓口についての広告を主要 3 紙、地方紙 68 紙に掲載</li> <li>・平成 22 年 5 月 17 日～6 月 30 日 「総量規制」「キャッシング」等の検索ワードに対するバナー広告（金融庁ウェブサイトへ誘導）を表示。延べ 3. 2 万回表示（内、約 5700 回誘導）</li> </ul> <p>④ 各都道府県等においても、各共催団体等と適宜連携しつつ、地域の広報誌等を利用し、広報活動を実施</p> <p>⑤ 多重債務相談窓口の周知</p> <p>各共催団体、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧、及び各相談窓口が実施する無料相談会の開催予定について、金融庁がとりまとめ、ウェブサイトで公表</p>
--	---

	<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道合同庁舎 1 階ロビーにて改正貸金業法の概要のパネルを展示（北海道財務局）</li> <li>・仙台市等の回覧板に配布するため 5. 3 万部を市区町村に配布（東北財務局）</li> <li>・マツダスタジアム「オーロラビジョン」を用いて、広島カープ主催 5 試合において、改正貸金業法のポイントや、相談窓口の案内等を広報（中国財務局）</li> </ul> <p>【金融庁、消費者庁、経済産業省、経済産業局、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、日本中小企業経営支援専門家協会】</p> <p>○「あなたは大丈夫？キャンペーン」における広報の実施</p> <p>貸金業法改正についてのポスター・リーフレットを、経済産業省、経済産業局、上記公的金融機関、中小企業団体等において掲示、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット約 80 万部、ポスター約 9 万部発送</li> </ul> <p>【経済産業省】</p> <p>○「あなたは大丈夫？キャンペーン」における広報の実施</p> <p>中小企業庁にて独自のビラを 5 万部作成し、公的金融機関、中小企業団体等へ配布</p> <p>【文部科学省】</p> <p>○ 関係諸会議において、学生に対する周知を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年 5 月 14 日 中国・四国地区国立大学学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年 5 月 20 日 東北地区国立大学法人学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知</li> <li>・平成 22 年 5 月 28 日 東海・北陸地区国立大学学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知</li> <li>・平成 22 年 6 月 11 日 国立大学学生関係部長・課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知</li> <li>・平成 22 年 6 月 15 日 近畿地区国立大学学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知</li> </ul>
--	---

<b>3. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供</b>	
<p>(2) 「顔の見える融資」を行うモデルを広げていく取組み</p> <p>① 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けを充実させる際には、それぞれの地域において、「顔の見える融資」（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていくよう取り組む（関係省庁）</p> <p>② こうした貸付けを行う主体としては、きめ細かい相談対応が前提となることから、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労働金庫、信用金庫、信用組合等）を想定する</p> <p>民間金融機関の場合にも、地域の住民に対して適切な貸付けを行って</p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>○グリーンコープ生協の「生活再生貸付事業」が拡大。グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協に加え、グリーンコープ生協ながさきにおいても、生活再生貸付事業を開始（平成 21 年 11 月）</p> <p>○東京都の「多重債務者生活再生事業」において、より利用しやすい制度とするため、貸付条件等を変更（平成 21 年 4 月）</p> <p>○宮城県栗原市と一関信用金庫・仙北信用組合の提携による「のぞみローン」、宮城県登米市と仙北信用組合・石巻商工信用組合の提携による「登米安心サポートローン」（平成 21 年 12 月より開始）など、地方自治体と民間金融機関の協働による取組みが拡大</p>

<p>いくことができるよう、創意工夫を凝らしていくことを期待する（関係省庁）</p> <p>③ 例えば、岩手県消費者信用生活協同組合のように、非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）が新たに高リスク者への貸付けを行う場合に、その原資を集めるには、公的な信用付与が必要と考えられる</p> <p>その場合、公的資金を直接拠出する形をとると、貸し手側にモラルハザードが発生するおそれがあるので、例えば、当該非営利機関に融資を行う金融機関に自治体が預託金を預けるといった岩手県消費者信用生活協同組合の例が参考になると考えられる</p>	<p><b>&lt;平成 22 年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【金融庁、消費者庁、法務省、関係省庁】</p> <p>○金融庁、消費者庁の副大臣、大臣政務官及び法務省の大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し（21 年 11 月 13 日）、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施のために講ずべき施策として取りまとめた「借り手の目線に立った 10 の方策」において、「7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化」を柱の一つとして位置付け（22 年 4 月 2 日）。</p> <p>【金融庁】</p> <p>○NPOバンクの行う貸付けのうち、一定の要件を満たすものについては、総量規制等の適用除外とした（6 月 11 日内閣府令改正）</p> <p>○多重債務者向けのセーフティネット貸付けを実施している労働金庫等の金融機関に対し、一層の推進を要請（4 月 30 日）</p> <p>○岩手県消費者信用生活協同組合が八戸市で相談と貸付事業を開始（6 月 1 日）</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○貸付事業を行う地域生協の県域規制の緩和を実施（5 月 21 日省令改正）</p>
<p>(3) 既存の消費者向けセーフティネット貸付け</p> <p>① 既存の消費者向けセーフティネット貸付け（地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等の制度、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度、労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度等）についても、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止に資する場合に限って、低利の貸付けを行う取組みを進めることにより、受け皿と</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○生活福祉資金貸付制度について、以下のような取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金貸付制度について以下のように見直しを実施（平成 21 年 10 月） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本貸付制度がさらに活用しやすくなるよう、利子と連帯保証人要件を見直し。原則は、連帯保証人を必要としつつ、その際の利子を年 3% から無利子に引き下げるとともに、連帯保証人を確保できない者であっても、年 1.5% の低利で</li> </ul> </li> </ul>

しての活用を促進する（厚生労働省）

- ② 地域の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付け、自治体による母子寡婦福祉貸付金制度の実施に際しては、利用促進と貸倒れ抑制の両立を図るため、制度の周知を図るほか、事前相談や事後モニタリングを充実させるとともに、貸付けにあたって、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る

このため、生活福祉資金貸付けについては、例えば家庭訪問等により相談を行なう民生委員に対し、債務整理等に関する知識を周知するための研修を行うとともに、弁護士会等との提携を強化する（厚生労働省）

- ③ 生活福祉資金貸付けについては、貸付実績が少額である現状にかんがみ、地域の関係機関とも連携して、制度の周知を行うとともに、関係機関が対象者を確実に誘導し、返済能力が見込まれ、多重債務の予防・悪化の防止につながるニーズを確実に満たすよう、積極的な活用を促す（厚生労働省）

貸付を行えるようにした。

- ② 借受人に対して効果的な支援を実施できるよう、継続的な相談支援とあわせて生活費及び一時的な費用を貸し付ける「総合支援資金」を創設
- ・生活福祉資金貸付制度の見直しに伴い貸付相談件数の増加が見込まれることから、市町村社会福祉協議会における相談支援体制の整備・充実を図るための支援を措置（平成 21 年度 2 次補正予算措置）
  - ・都道府県、政令指定都市及び中核市が参加する全国厚生労働関係部局長会議（平成 22 年 1 月 14 日開催）及び社会・援護局関係主管課長会議（平成 22 年 3 月 2 日開催）において、相談支援の充実を図るための実施体制の整備を要請するとともに、多重債務を抱える者に対する支援については、関係機関と連携して取り組むよう周知

<生活福祉資金の貸付実績（平成 21 年度）>

貸付件数：61,528 件 貸付決定金額：37,916 百万円

○母子寡婦福祉貸付金制度について、以下のような取組みを実施

- ・本貸付制度がさらに活用しやすくなるよう、連帯保証人を確保できない者に対しても貸付を行えるようにするとともに、貸付利率の引き下げ（年 3%から無利子又は年 1.5%に引き下げ）を実施（平成 21 年 6 月 5 日）
- ・全国家庭福祉施策担当係長会議において、各自治体で、母子寡婦福祉貸付金の貸付けと就業支援策とを一体的に実施するよう要請（平成 22 年 3 月 17 日）

<母子寡婦福祉貸付金の貸付実績（平成 21 年度）>

貸付件数：51,170 件 貸付決定額：24,264 百万円

	<p>&lt;相談実績（平成 21 年度）&gt;</p> <p>母子自立支援員が受けた相談の回数：延べ 1,053,944 回</p> <p>うち、母子寡婦福祉貸付金に係る相談の回数：延べ 434,627 回</p> <p>○労働金庫による自治体提携社会福祉資金貸付制度として、応急的な生活対策資金等を貸し付ける労働者生活資金貸付制度等を実施</p> <p>&lt;自治体提携社会福祉資金貸付制度の実績（平成 22 年 3 月 31 日現在）&gt;</p> <p>件数：37,944 件 残高：29,158 百万円</p> <p>※ 住宅資金及び団体向けを除く勤労者向け融資の実績</p> <p><b>&lt;平成 22 年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・生活福祉資金貸付制度の見直しに伴い貸付相談件数の増加が見込まれることから、市町村社会福祉協議会における相談支援体制の整備・充実を図るための支援を措置（平成 21 年度 2 次補正予算措置）【再掲】</p>
<p>(4) 生活保護制度・最低賃金制度</p> <p>所得そのものが低い者を対象とした社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付けがそれを代行するといった事態が発生しないよう、適正な運用を図る</p> <p>また、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障する安全網として一層適切に機能すべきという観点から、「最低賃金法の一部を改正する法律案」を第 166 回通常国会に提出したところであり、同法案の</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○自治体に対し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知）に「保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと」と明記するとともに、その旨全国厚生労働関係部局長会議（平成 22 年 1 月 14 日開催）等で周知（生活保護の申請権の確保については、平成 22 年 4 月にも厚生労働省社会・援護局長通知を発出し、再度周知）</p>

<p>成立後は、その円滑な施行に向けて、改正内容の周知を図る（厚生労働省）</p>	<p>○債務整理等に関する自立支援プログラムは平成21年12月現在717自治体（全自治体の81.7%）で783プログラム策定済み</p> <p>○引き続き、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、改定された最低賃金額等について、市町村広報誌への掲載、リーフレットの配布等により周知</p> <p><b>&lt;平成22年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○平成22年6月3日の雇用戦略対話第4回会合において2020年までの目標として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」を政労使で合意された。</p> <p>○現下の雇用・経済状況を踏まえながら、最低賃金額の適切な引上げに取り組むとともに、改定された最低賃金額の履行確保を図った</p>
<p>(5) 事業者向けのセーフティネット貸付け等</p> <p>① 政府系金融機関によるセーフティネット貸付けについては、まず債務整理等をしないと、返せない債務を増やすことにつながりうる</p> <p>従って、政府系金融機関は、きめ細かく融資申込者の状況を把握し、必要な場合には、弁護士等多重債務問題の専門家への紹介・誘導を図る</p> <p>また、カウンセリングを行う専門家への周知を徹底するなど、広報の充実に努める（財務省、経済産業省その他関係省庁）</p> <p>② また、商工ローンの利用者の中には、経営が既に悪化しているにもか</p>	<p><b>&lt;平成21年度の取組み状況&gt;</b></p> <p>【財務省、経済産業省、日本政策金融公庫】</p> <p>○融資申込者の状況について、引き続き、きめ細かく把握</p> <p>○融資制度について、引き続き、ホームページやパンフレット、中小企業団体等を通じ、広く周知</p> <p>○顧客から債務整理等の相談があった場合は、状況をきめ細かく把握し、必要に応じて、弁護士等の専門家相談窓口を紹介</p> <p>○SFCG（旧商工ファンド）の破綻により影響を受けている中小企業者の経営に関する相談に対応（日本政策金融公庫などの各店舗に「SFCG 関連特別相談窓口」（平成21年2月～）を設置）</p>

かわらず、無理に事業継続を図ったため、高金利による融資に頼らざるを得なくなった者が少なくないとの指摘が見られる

従って、早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、中小企業再生支援協議会(全国 47 箇所)による債務整理を含む事業再生の相談業務の充実に加え、こうした取組みを一層推進すべく全国約 280 箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるので、その積極的な活用を促す(財務省、経済産業省その他関係省庁)

【財務省、経済産業省、日本政策金融公庫】

○再生プロセスにある事業者に対する融資制度を拡充

・企業再建・事業承継支援資金(再生プロセスにある事業者向け)

: 一部対象者の貸付利率を「基準利率+0.3%」から「基準利率」へ低減【日本政策金融公庫中小企業事業(旧中小企業金融公庫)】(平成 20 年度から継続)

※H22. 10. 18 現在の基準利率 1.55% (貸付期間 5 年の場合の標準的な貸付利率)

: 一部対象者について貸付利率を「特別利率③」(注)とする制度を拡充【日本政策金融公庫中小企業事業(旧中小企業金融公庫)】(平成 21 年 6 月)

※H22. 10. 18 現在の特別利率③ 0.65% (貸付期間 5 年の場合の標準的な貸付利率)

: 金利水準に上限(4.0%)を設け、金利負担を軽減【日本政策金融公庫中小企業事業(旧中小企業金融公庫)】(平成 21 年 6 月)

: 一部対象者の貸付利率を「基準利率+0.8%」から「基準利率」へ低減【日本政策金融公庫国民生活事業(旧国民生活金融公庫)】(平成 21 年 4 月)

※H22. 10. 18 現在の基準利率 2.05% (貸付期間 5 年以内)

注) 日本政策金融公庫の定める貸付利率表における特別利率の内、最も低い利率

○再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を活用し、積極的に支援

<融資実績> (平成 21 年度)

・企業再建・事業承継支援資金(再生プロセスにある事業者向け)

日本政策金融公庫

国民生活事業 貸付件数：148 件  
貸付金額：1,693 百万円  
中小企業事業 貸付件数：858 件  
貸付金額：60,821 百万円

・再挑戦支援資金（一旦失敗した事業者向け）

日本政策金融公庫  
国民生活事業 貸付件数：707 件  
貸付金額：2,381 百万円  
中小企業事業 貸付件数：40 件  
貸付金額：1,159 百万円

【経済産業省】

○早期の事業転換や過去に廃業歴のある方の再挑戦を支援するため、全国の地域力連携拠点において、平成 21 年 3 月までに、のべ約 3,000 件の早期転換・再挑戦支援に関する相談を受け付けた

＜平成 22 年度における完全施行までの取組み＞

【金融庁、経済産業省】

○改正貸金業法の完全施行に向けて、中小企業・個人事業者向けのセーフティネットの充実・強化及び、経営相談における弁護士会、商工会議所、商工会等との連携について、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、全国信用保証協会連合会に要請（5 月 13 日）  
○改正貸金業法の完全施行に向けて、日本商工会議所、全国商工会連合会等に対して、

	<p>中小企業・個人事業者向けの経営改善、資金繰り、必要に応じた債務整理等の経営相談の実施及び、弁護士会や政府系金融機関を含めた金融機関との連携、多重債務及び改正貸金業法の周知に係るキャンペーンへの協力要請を実施（5月13日）</p>
--	---

<p>4. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化</p>	
<p>(2) 学校教育における取組み</p> <p>① 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得られるよう取り組む（文部科学省）</p> <p>② そのため、まず、当面の対応策として、各学校のホームルーム活動等において、借金に関する問題について取り上げるよう促すことを検討する（文部科学省）</p> <p>③ さらに、現在改訂作業が進められている高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討する（文部科学省）</p> <p>④ 学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、担当の全ての教師がこうした問題を教えることができるように、教員養成課程のカリキュラムに組み込むとともに、現職の教員への研修等を行う研修については、必要に応じて、自治体や弁護士会・司法書士会等の関係団体の協力を仰ぐ（文部科学省）</p>	<p>&lt;平成21年度の取組み状況&gt;</p> <p>【文部科学省】</p> <p>○「現代の生産や金融などの仕組みや働き」、「契約の重要性」、「消費者としての基本的な権利と責任」、「経済活動の意義」や「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題」など、金融経済教育に関する内容の充実を図った小中学校学習指導要領（平成20年3月公示）や高等学校学習指導要領（平成21年3月公示）について、各種説明会等において、その趣旨を周知・徹底</p> <p>○家庭科において、例えば家庭総合において、「消費者の権利と責任」を扱う際に、「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題など」を取り上げることとした高等学校学習指導要領の改訂を受け、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明する「高等学校学習指導要領解説（家庭編）」において、「消費者信用の過度な利用によるカード破産などの多重債務問題については、その根本的な原因や消費者として必要な対応について認識させる」（家庭総合）と記述</p> <p>○高校の家庭科の学習指導要領の見直しの内容を踏まえて、教科書においても教科書発行者において、学習指導要領の改訂を踏まえた記述がなされるよう、教科書発行者に対し、学習指導要領の趣旨について説明</p>

- ⑤ また、教科書においても、上記の学習指導要領の見直しも踏まえた記述がなされることを期待する（文部科学省）
- ⑥ 大学においても、大学生協等によりクレジットカードを取得・利用できるようになることから、特に入学時・卒業時においてクレジットカードを含む借金の問題が周知徹底される機会を作るよう、各大学に対して周知・徹底を図るよう要請する（文部科学省）
- ⑦ 学校段階における借金問題の教育については、PTAに対する働きかけなども含め、親子で学ぶなど、教え方の工夫をする（文部科学省）
- ⑧ こうした取組みを行うにあたっては、金融広報中央委員会等の既存の取組みも踏まえつつ、文部科学省、金融庁、内閣府をはじめとする関係省庁が連携して取組みを進める

また、地域ごとに学校教育における取組みを促進するために、専門家の協力を仰ぐとともに、多重債務者対策のために地域の関係者がネットワークを構築する場合に、校長会もネットワークに組み込むよう促す

○学生指導業務に従事する職員等を対象とした関係諸会議（平成 21 年度実績：20 回）において、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容（各大学・短期大学・高等専門学校に対し、新入生を含めた全ての学生に対する消費者被害防止のための取組の充実を要請）を周知

○日本 PTA 新聞等において、多重債務問題改善プログラムの趣旨を周知するとともに、学齢期の児童・生徒の発達段階に応じた学習に活用できる資料を紹介し、親子で学ぶ機会等の設置を促進

○教育委員会の研究会等において、金融広報中央委員会や他省庁作成の教材を紹介・配布したり、取組を紹介したりして、活用を促進

○消費者庁と緊密な連携をとることにより、消費者教育・金融経済教育に関する取組について情報を共有

#### 【消費者庁】

○関係省庁等や地方公共団体が作成した消費者教育用教材等に関する情報を集約した「消費者教育ポータルサイト」を本格運用

#### 【金融庁】

○平成 20 年度に引き続き、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット及び多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材を無償配布

○平成 20 年度に引き続き、財務局が学校等において多重債務問題等の金融トラブルに関する講演等を実施

## ＜平成 22 年度における完全施行までの取組み＞

### 【金融庁】

- 平成 21 年度に引き続き、財務局が学校等において多重債務問題等の金融トラブルに関する講演等を実施（22 年 4 月～6 月において、全国で 192 回の開催）
- 「あなたは大丈夫？キャンペーン」期間中、大学生協等において、改正貸金業法の完全施行についてのポスター・リーフレットの配布を依頼【再掲】

### 【文部科学省】

- 金融経済教育に関する内容の充実を図った小中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月公示）や高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月公示）について、その趣旨を周知・徹底
- 関係諸会議において、学生に対する周知を促す
  - ・平成 22 年 5 月 14 日 中国・四国地区国立大学学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知
  - ・平成 22 年 5 月 20 日 東北地区国立大学法人学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知
  - ・平成 22 年 5 月 28 日 東海・北陸地区国立大学学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知
  - ・平成 22 年 6 月 11 日 国立大学学生関係部長・課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知
  - ・平成 22 年 6 月 15 日 近畿地区国立大学学生関係副学長・部課長会議に出席し、平成 19 年 2 月 27 日付け通知の内容を周知


(3) 成人への消費者教育等

- ① 成人への消費者教育については、消費者金融からの借金、クレジットカードによる借金、住宅ローン等も含めた問題について、学校教育同様、弁護士会・司法書士会などの関係団体や、自治体等による主体的な取組みを促す（金融庁その他関係省庁）
- ② 消費者教育と同様の効果を期待する観点から、貸金業者による広告などにおいて、上限金利の存在や金利、返済額等について周知されるよう促す（金融庁）
- ③ 金融経済教育においては、小遣い帳や家計簿をつけることが多重債務者の発生防止に有効であり、小遣い帳や家計簿をつける習慣を広めていく関係者の努力を促す（文部科学省、金融庁その他関係省庁）
- ④ 上記の取組みに加えて、多重債務問題の根本的な解決のため、借金の具体的な問題に加えて、あるべき生活設計や生活信条に関する教育・啓発に取り組むよう努める（文部科学省、内閣府、金融庁その他関係省庁）

<平成 21 年度の取組み状況>

【文部科学省】

- 全国生涯学習・社会教育主管部課長会議や社会教育主事講習等の各種会議等を通じ、社会教育関係者に対し、多重債務問題改善プログラムの趣旨を周知するとともに、金融広報中央委員会が作成した家計簿や小遣い帳に関する教材等を紹介し、社会教育施設における消費者教育・金融経済教育への取組を促進
- 「現代の生産や金融などの仕組みや働き」、「契約の重要性」、「消費者としての基本的な権利と責任」、「経済活動の意義」や「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題」など、金融経済教育に関する内容の充実を図った小中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月公示）について、各種説明会等において、その趣旨を周知・徹底

【消費者庁】

- 「消費者トラブル啓発 DVD 悪質事業者の視点」を、全国の消費生活センター等に無償配布。それ以外にも高齢者福祉関係団体等に無償配布

【金融庁】

- 平成 20 年度に引き続き、借金問題を分かりやすく解説したリーフレット、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット及び多重債務者発生予防等を目的とした DVD 教材を無償配布
- 平成 20 年度に引き続き、財務局が各都道府県・市区町村等において多重債務問題等の金融トラブルに関する講演等を実施

	<p><b>&lt;平成 22 年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>○財務局が各都道府県・市区町村等において多重債務問題等の金融トラブルに関する講演等を実施</p> <p>○日本貸金業協会において、ヤミ金融被害防止リーフレットを 14,000 部配布（4 月～8 月）</p> <p>○日本貸金業協会において、貸金業に関するトラブルを未然に防ぐための一般消費者向けガイドブックを作成し、全国の消費生活センターや高校、短大などの教育機関、行政機関、報道機関などを通じ、広く一般消費者、利用者に配付</p> <p>○日本貸金業協会において、大学、消費者センター等からの要請に基づき、利息や返済の仕組み等金融の基礎知識等について、講師派遣、出前講座を実施（22 年 4 月～6 月において、全国で計 9 回の開催）</p>
--	--

<p><b>5. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化</b></p>	
<p>(2) 取締りの強化</p> <p>① このため、警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底する警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化する（警察庁、金融庁）</p> <p>② 無登録業者だけでなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要であるため、監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図る（金</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p><b>【警察庁】</b></p> <p>○各都道府県警察において、集中取締本部によるヤミ金融の取締りを強化した結果、検挙事件数は平成 21 年中 442 事件（前年比＋5 事件）、検挙人員は 815 人（前年比－45 人）と高い水準で推移</p> <p>○全国の都道府県警察の捜査員を警視庁生活経済課に派遣し、ヤミ金融捜査に従事させる長期実務研修を実施（平成 21 年度は 9 道県警 9 名）</p>

<p>融庁)</p> <p>③ 犯罪収益移転防止法においては、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出が義務付けられたところであり、その施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用する(警察庁その他関係省庁)</p>	<p>○ヤミ金融における犯罪収益移転防止法の活用促進について、各種会議を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、教養資料を作成して活用を指示</p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>○苦情、相談等で無登録業者に係る情報を入手した場合、警察当局へ情報提供を実施特に、現に発生している被害を内容とする申し出を受けた場合は、早急に事実確認のうえ警告を実施</p> <p>＜金融庁、財務局、都道府県による警察への情報提供、警告実績＞</p> <p>情報提供件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 年度：263 件</li> <li>(金融庁 176 件、財務局 21 件、都道府県 66 件)</li> </ul> <p>警告件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 年度：245 件</li> <li>(金融庁 45 件、財務局 124 件、都道府県 76 件)</li> </ul> <p>○苦情・検査等により、登録業者における高金利等の違法な貸付け事案を確認した場合は、法令等に則り、厳正に対処するとともに、警察当局への情報提供を実施</p> <p><b>＜平成 22 年度における完全施行までの取組み＞</b></p> <p><b>【金融庁、消費者庁、法務省、関係省庁】</b></p> <p>○金融庁、消費者庁の副大臣、大臣政務官及び法務省の大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し(21 年 11 月 13 日)、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施のために講ずべき施策として取りまとめた「借り手の目線に立った</p>
--	--

	<p>10の方策」において、「9. ヤミ金融対策の強化」を柱の一つとして位置付け（22年4月2日）。</p> <p>【警察庁】</p> <p>○警察庁生活経済対策管理官及び暴力団対策課長連名で全国警察に対し、ヤミ金融対策強化の通達の発出（5月27日）</p> <p>【警察庁、金融庁】</p> <p>○警察・金融庁等の関係機関が連携し、インターネットに掲載された「ヤミ金融業者の違法な広告の削除」を検討。</p>
<p>(3) 被害者への対応等</p> <p>① ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて、迅速に被害をストップするため、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するように、電話による警告等を積極的に行う特に、警察は、ヤミ金による取立てを少しでも早くストップさせるよう、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話の利用停止の制度を積極的に活用することを検討する（警察庁、金融庁）</p> <p>② 警察は、現場の警察官が貸金業を営む者による違法行為に対して適切な対応ができるよう徹底するために、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布し、制度の基本的な知識を周知するそのマニュアルは具体的な相談に対応できるような内容とし、ヤミ金からの借入れには返済義務がない場合があることを明記するとともに、警察以外の適切な相談窓口の紹介についても盛り込む（警察庁）</p> <p>③ 各地方自治体やその他のカウンセリング主体に対して、ヤミ金の被害</p>	<p>&lt;平成21年度の取組み状況&gt;</p> <p>【警察庁】</p> <p>○平成21年中に実施した電話警告数は15,198件（前年比+2,669件）、同じく携帯電話契約者確認要求件数は2,038件（前年比+1,013件）</p> <p>○改正貸金業法のうち平成21年6月に施行された部分等を踏まえ、より平易で実践的な内容とした「ヤミ金融事犯相談対応マニュアル（5訂版）」を作成し、各都道府県警察に配布、活用を指導</p> <p>○各都道府県に設置された多重債務者対策協議会等に参画し、自治体や関係機関・団体との連携、情報交換を強化</p> <p>【金融庁】</p> <p>○監督当局（金融庁、財務局、都道府県）において無登録業者による貸付け及び取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合、その内容に具体性のあるものについて早急に事実確認及び警告を実施</p>

<p>者から相談を受けた場合には、本人の意向を確認の上で警察に通報するなど、相談窓口と警察との連携を行うよう要請する</p>	<p>(平成 21 年度中の警告実績: 245 件 (金融庁 45 件、財務局 124 件、都道府県 76 件))</p> <p><b>&lt;平成 22 年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>○各都道府県における「多重債務者対策本部 (又は協議会)」等 において、各都道府県警察が自治体や関係機関・団体との連携、情報交換を実施</p>
--	---

<p>6. 上記以外の取組み</p>	
<p>(1) 信用情報機関や貸金業者が保有する情報が流出し、多重債務者の名簿がヤミ金に出回るなどといった事態を招かぬよう、貸金業者に対する監督とともに、信用情報機関のガバナンス、情報管理体制を徹底する (金融庁)</p>	<p><b>&lt;平成 21 年度の取組み状況&gt;</b></p> <p><b>【金融庁】</b></p> <p>○貸金業者の情報管理については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、貸金業者の監督に当たっての評価項目として「顧客情報の管理」を規定 (19 年度より実施)</p> <p>○日本貸金業協会の自主規制ルールにおいて、「個人顧客情報の安全管理措置等」の内容を含む社内規則の作成や社内体制整備の必要性について規定 (19 年度より実施)</p> <p>○日本貸金業協会の「信用情報機関の指定に関する規則」において、協会が信用情報機関を指定するに当たっての要件を定め、信用情報の目的外利用や漏洩等防止を図るための適正な業務運営体制の整備を信用情報機関 (株)日本信用情報機構 (※)、(株)シー・アイ・シー、(株)シーシービー (※※)、全国銀行個人信用情報センター) に対して要求 (19 年度より実施)</p> <p>(※) 21 年 4 月 1 日付で全情連加盟 33 センターから信用情報事業を承継し、同日付で(株)テラネットから社名変更</p>

	<p>(※※) 21年8月1日付で(株)日本信用情報機構に統合  (注) 平成22年3月11日に(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーの2社を貸金業法上の指定信用情報機関として指定</p> <p><b>&lt;平成22年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【金融庁】</p> <p>○改正貸金業法の完全施行に合わせ、「貸金業者向けの総合的な監督指針」を改訂(6月15日)</p> <p>○事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)の改正を行い、信用情報管理態勢、信用情報提供等業務の委託について監督上の着眼点を追加(6月17日)</p>
<p>(2) 貸金業者の広告については、借り手保護の観点から、方法や内容等を制限する具体策を検討する(金融庁)</p>	<p><b>&lt;平成21年度取組み状況&gt;</b>【金融庁】</p> <p>○日本貸金業協会の自主規制基本規則において、協会加入業者への広告規制として、「TVCMは午前7時から9時、午後5時から10時まででは放映禁止とし、放送総量は月100本以内、午後10時から12時は50本以内とし、ギャンブル番組内での放映は不可」であること等を規定。一方、同協会の非加入業者に対しても、財務局は、協会の自主規制基本規則を考慮した社内規則を求めており、四半期毎に出稿した広告等の写しの提出を要求</p> <p>○金融庁・財務局は、東京都、愛知県、大阪府、福岡県と協力して、夕刊紙・スポーツ紙の貸金業者の広告について、その内容が法令に則ったものとなっているかを調査し、20年7月に調査結果を公表するとともに、不適切と認められる広告を掲載した貸金業者に対して是正指導を実施</p> <p>○日本貸金業協会において、公告審査に係る審査基準を設け、同基準に基づく協会員の公告出稿審査を20年8月より開始</p>

	<p>(20年度は、660件の承認処理を行ったほか、延べ294件の改善指導を実施)</p> <p><b>&lt;平成22年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>【金融庁】</p> <p>○「あなたは大丈夫?キャンペーン」期間中、ポスター・リーフレット等による、改正貸金業法の完全施行についての周知を、日本貸金業協会に依頼【再掲】</p>
<p>(3) 改正貸金業法の適正な執行を確保するため、これまで以上に金融庁・財務局における監督・検査体制を充実強化するまた、他の関係部署・関係者との連絡・連携を強化するとともに、人員の適正配置に配慮する(金融庁)</p> <p>また、都道府県に対して、検査監督体制の充実強化を図るよう要請する</p>	<p><b>&lt;平成21年度取組み状況&gt;</b></p> <p>○改正貸金業法の円滑な施行を確保するため、「貸金業者向けの総合的な監督指針」において「貸金業監督者会議」を規定。各財務局において、財務局と都道府県の担当者間で監督上の着眼点等に関する意見交換を実施</p> <p>(平成20年度中は、5月～6月、10月～11月に同会議を開催)</p> <p><b>&lt;平成22年度における完全施行までの取組み&gt;</b></p> <p>○改正貸金業法の完全施行に合わせ、「貸金業者向けの総合的な監督指針」を改訂(6月15日)【再掲】</p>

<p><b>7. 各施策の実施時期とフォローアップ</b></p>	
<p>(1) 上記の各施策については、いずれも本対策本部及び各省庁が直ちに取組み組むこととする</p> <p>(2) ただし、2.(2)③に基づいて、各市町村に相談窓口における対応の充実を要請する際には、遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこ</p>	<p>【多重債務者対策本部】</p> <p>○多重債務問題改善プログラムの進捗状況について、効果的にフォローアップを行う観点から、多重債務問題と対応する現場の状況について、関係者からヒアリングを行い、より具体的な状況の把握及び課題の抽出を図ることを目的として、有識者会議を開催(平成20年7月から平成21年6月まで、計7回開催)</p>

<p>の市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す</p> <p>(3) また、本対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する          際、必要に応じて有識者会議を開催する</p> <p>なお、各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施して確認する</p>	<p>【消費者庁、金融庁、総務省】</p> <p>○全国の財務局等（財務支局、沖縄総合事務局を含む）及び地方自治体における多重債務相談の状況を把握するため、財務局等、都道府県、市区町村に対し、平成 20 年度の相談状況に関するアンケート調査を実施し、結果を金融庁HPにて公表</p>
---	---